

国自安第178号の2
国自旅第383号の2
国自整第278号の2
令和3年1月26日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

自動車局安全政策課長

旅客課長

整備課長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

昨年末以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことにより、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、使用限度を超えた冬用タイヤの雪道での使用を排除するため、標記の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和3年1月26日から実施することとしましたので、雪道での輸送の安全確保が図られるよう、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

別添

国自安第178号
国自旅第383号
国自整第278号
令和3年1月26日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
旅客課長
整備課長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

昨年末以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことにより、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、使用限度を超えた冬用タイヤの雪道での使用を排除するため、標記の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和3年1月26日から実施することとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件について公益社団法人日本バス協会会長へ通知したので了知されたい。